

高額な医療費を支払ったとき

同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、定められた限度額を超えると、高額療養費として超えた額があとで払い戻されます。



高額療養費の自己負担限度額

70歳未満の人	上位所得者	139,800円 (77,700円) +	医療費が466,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	72,300円 (40,200円) +	医療費が241,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯 35,400円 (24,600円)			
70歳以上の人	外来 (個人ごと)		自己負担限度額 外来 + 入院 (世帯ごと)
	一定以上所得者	40,200円	72,300円 (40,200円) + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
	一般	12,000円	40,200円
	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円
	低所得者Ⅱ		

- ※1 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額(世帯全員の所得の合算)が670万円を超える世帯です。
 - ※2 ()は過去12カ月以内に4回以上、高額療養費の支給があった場合(70歳以上の個人ごとの外来にかかる限度額による支給は除く)の4回目以降の限度額です。
 - 低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。
- 保険証、領収書、印鑑、世帯主の銀行口座番号がわかるものを持参のうえ、駅南庁舎1階保険年金課⑩番窓口または、各総合支所福祉保健課で申請してください。

■問い合わせ先 ▶市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 ▶各総合支所福祉保健課 (18ページ上記参照)



社会保険料控除証明書を発行します

平成17年分の所得申告から、国民年金保険料の支払金額証明書の添付が必要になりました。そのため、今年1月から9月までの支払金額と年内の納付見込額を記載した証明書ハガキを11月に郵送します。年末調整または確定申告をする際は、この証明書を添付してください。

なお、被保険者本人だけでなく家族の支払金額の控除も受ける場合は、その家族の証明書も添付が必要です。

※新規加入など、今年10月以降に初めて国民年金保険料を納付する人には、来年2月に同様の証明書を郵送しますので、確定申告などにご使用ください。

電話ねんきん相談を統合しました

全国23カ所ある相談センターの電話ねんきん相談を統合しました。これにより、空いている相談センターに電話がつかず、話し中などでお待ちいただくことが少なくなりました。10月31日から、下記の番号で年金請求などの相談を受け付けていますのでご利用ください。なお、一般固定電話であれば市内通話料金で利用できます。

【相談受付時間】 午前8時30分～午後5時(土・祝日を除く)

【相談電話番号】

▶年金請求などについての相談 ⇒ 0570-05-1165

▶すでに年金受給している人の相談 ⇒ 0570-07-1165

■問い合わせ先 鳥取社会保険事務所 ☎(0857)27-8311

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3484

因幡霊場の指定管理者

鳥取県東部広域行政管理組合は、因幡霊場の指定管理者を募集します。

資格 法人その他の団体

※法人格の有無は問いません。

指定期間 平成18年4月1日

(土)～平成21年3月31日(火)

要項公開場所 鳥取県東部広域

行政管理組合事務局生活環境課

(鍛冶町)

公開期間 11月1日(火)～12月

7日(水)

応募方法 応募書類を持参

応募期間 12月1日(木)～12月

7日(水) (午後5時まで)

◆現地説明会

とき 11月12日(土) 午前9時

30分～11時30分

ところ 因幡霊場(八坂)

※指定管理者募集の詳しい内容は、ホームページにも掲載して

います。

応募・問い合わせ先 鳥取県東

部広域行政管理組合事務局生活

環境課 ☎(0857)261053

2 / ☎(0857)2912759

／ホームページ http://www.east.

tottori.tottori.jp / (麒麟の王国)



相談

社会保険労務士制度推進月間 社会保険・労務相談

鳥取県社会保険労務士会では、鳥取県社会保険事務所と共催で無料相談会を開催します。

今回、年金に関する相談では、年

金見込額など具体的にお答えで

きるようにしています。

お気軽にご相談ください。

とき 11月11日(金) 午前10時

～午後4時

ところ 市役所駅南庁舎1階

ロビー

内容 ▼年金 ▼健康保険(労

災保険、介護保険を含む) ▼労

働問題全般(解雇、退職、賃金)

など

問い合わせ先 鳥取県社会保

険労務士会 ☎(0857)261

0835